



いきいきファーマーだより 第106号

令和4年5月30日 益田市農業担い手支援センター発行

益田市ウェブサイトアドレス <http://www.city.masuda.lg.jp/>

○ 目 次

1. 益田市認定農業者連絡協議会からのお知らせ
 2. お役立ちなんでも情報
 3. 支援センター事務局からのお知らせ
- ◇◇雑談コラム◇◇

1. 益田市認定農業者連絡協議会からのお知らせ

令和4年度 益田市認定農業者連絡協議会通常総会が開催されました

4月28日、益田市役所大会議室にて令和4年度益田市認定農業者連絡協議会通常総会が開催され、山本浩章市長をはじめ、西部農林水産振興センター益田事務所長島津欣央様、JAしまね西いわみ地区本部常務理事本部長田村清己様より祝辞をいただきました。議事では、令和3年度の活動報告と収支決算、令和4年度の活動計画案、収支予算案と役員改選案が承認されました。新会長として寺戸豊太郎さん、副会長として竹内直実さんと大畑満治さんが選任されました。

○主な活動計画

- 4月 通常総会
- 7月 農林大学校学生、益田翔陽高校生との交流会
- 10月 3市町（益田・鹿足郡）相互視察研修会（益田市）
- 11月 益田食と農のフェア参加
- 11月 第23回全国農業担い手サミット in ぶくい
- 12月 先進地視察
- 2月 担い手育成に関する講演



新会長あいさつ

今年度の役員改選において、新会長に選任頂いた(有)ほたるの郷三谷の寺戸豊太郎です。前会長の豊田証治さんのように生き生きとした会長・・・とはならないと思いますが、職務を全うすべく取り組んでいきたいと思ひます。

今年度はコロナ感染拡大に注意しながらも、農林大学校・翔陽高校生徒さんとの意見交換会、先進地視察、担い手研修会など、各種事業を実施する予定です。会員の皆さん、事務局・JAの皆さんにおかれましては、引き続き協議会事業にご理解・ご協力を頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

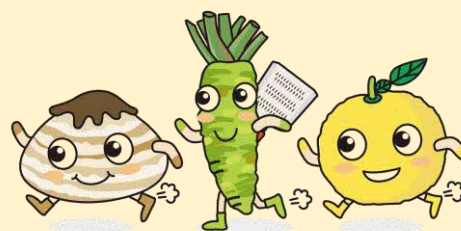


農業担い手研修会を開催しました

3月7日、農業再生協議会と認定農業者連絡協議会の共催のもと、社会保険労務士法人田平労務管理事務所から講師を招き、「農業経営において雇用をする上でのポイントについて」という演題で研修会を開催しました。

第一部では、契約、年次有給休暇、最低賃金、就業規則等の労働に関する基本ルールを確認するとともに、危険を伴う作業の際の安全衛生対策について、労働災害の具体的事例を交えながら詳しく解説をしていただきました。

第二部では、労災保険・雇用保険、健康保険・厚生年金等の公的保険制度を説明いただきました。被用者の保険加入の可否や、事業主の保険料負担等、複雑な制度を分かりやすく整理の上説明していただきました。



2. お役立ちなんでも情報 ～各地イベント・情報提供～

鳥獣被害防止対策（ワイヤーメッシュ柵編）

鳥獣被害防止対策の3本の柱

①環境整備

耕作地周辺の環境整備や鳥獣の餌となるものを除去



②侵入防護柵の設置

鳥獣が耕作地に侵入しないために設置



③捕獲

対策をしても出没する個体の捕獲

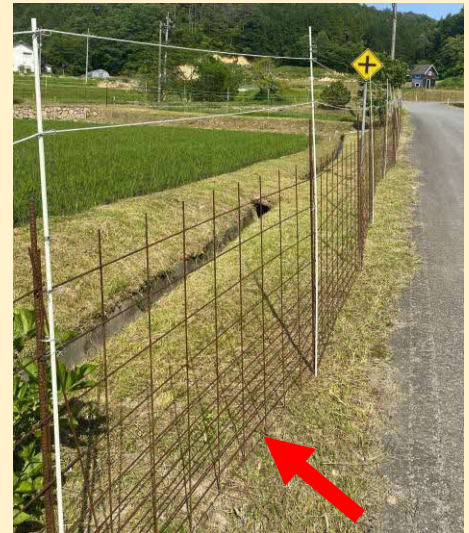


侵入防護柵の一つであるワイヤーメッシュ柵の設置・見回りの注意点

① 地際をしっかり固定する

ワイヤーメッシュの下部の突き出した部分をしっかりと地面に突き刺して固定しましょう。

ベグやアンカーを打って固定することも効果的です。



② 隙間は作らない

柵を設置する際は、加害個体が侵入できる箇所を作らないように設置しましょう。

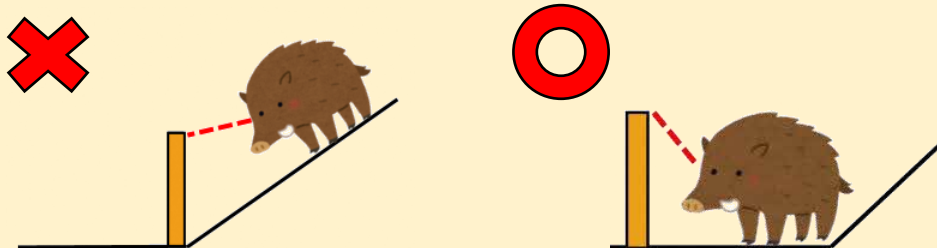
水路からの侵入を防いでいない場合や、河川からの



侵入を防いでいない場合があるので、侵入箇所を作らないように対策しましょう。

③ 動物から高く見える場所に設置

斜面に設置する場合は、斜面から離して設置しましょう。



④ 柵の維持管理を行う

長期間、被害を発生させないために、見回りを行いましょう。倒木による柵の破損やワイヤーメッシュ同士の結束不備、中型動物（アナグマなど）による下部の穴ほり、雨などによる土砂の流出などが柵の侵入防止効果を下げてしまいます。また、見回りを行いやすい場所に設置することも維持管理を継続させるうえで大切です。

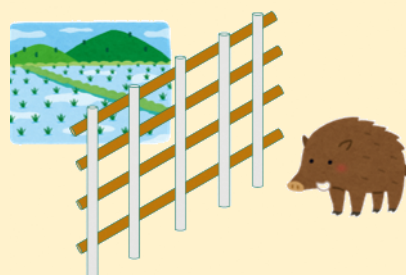
見回りだけでなく、柵の両側を草刈りすることで、動物に対して警戒心を抱かせることや、容易に見回りをすることができます。



+α 柵の維持管理を行う

ワイヤーメッシュには裏表があります。

これから設置する際は、意識して設置してみるとイノシシなどの動物に破壊されにくくなります。



横軸を耕作地側に

3. 支援センター事務局からのお知らせ

認定農業者の再認定（更新）の認定申請について

認定農業者には、5年間の認定有効期限があり、更新を希望される方は、申請書（農業改善計画申請書）を提出していただき、再認定のための審査を受けていただきます。

今年度は、平成29年度に認定を受けた方が対象となります。再認定を希望される方には申請書（農業改善計画申請書）の作成のために、有効期限の1ヶ月前を目途に聞き取りをさせていただきます。ご多用とは存じますが、ご協力をお願いします。

※ 申請書の作成のため、該当者の方には、現状の農業所得や労働時間、各作物の作付面積に加え、5年後の作付目標、計画等を伺います。ご準備をお願いします。

認定農業者経営改善計画聞き取り調査のお願い

認定農業者の方には、5年間の認定有効期限の中間年（3年目）に於いて、状況調査を実施しています。今年度は、令和元年度に認定を受けた方が該当します。

お忙しい時期ですが、30分程度お時間を頂戴し近況を伺いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

担い手支援センター（認定農業者担当）メンバーの移動

今春の人事異動により、新たな体制でスタートしております。よろしくお願いいたします。

（★印：新任）

〔市農林水産課〕（支援センター室長） 中村 純一・中西 達也★ （匹見分室）藤井浩★

〔JA 西いわみ地区本部営農企画課〕 三浦 香代子・齋藤一貴

〔県益田事務所農業部第三課〕 （課長）安部 聖★・古川 雄也★

◇◇雑談コラム◇◇

季節は移ろい、今年も暑い夏を迎えます。夏といえば、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか？私個人的には、海や花火が真っ先に思い浮かびます。ここ数年中止となっている迫力ある花火大会ですが「ドッカーン」とどでかい花火がみたいと思う今日この頃です。

さて、コロナ生活も3年目に突入しマスク無しの生活に戻るにはまだまだ時間がかかりそうです。これから夏本番！熱中症とコロナには気をつけながら過ごしていきましょう！！



令和4年度新型コロナウイルス感染症対策資金

新型コロナウイルス感染症の影響が継続している中で、経営の維持安定が困難となる農業者の資金繰り支援を継続するとともに、「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」または「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金」の利用者には、別枠で利用できる新たな制度資金を創設します。

区分	内容
融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持安定が困難となった農業者。
資金使途	○運転資金 ・種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など農業経営の維持に必要な運転資金
融資限度額	○前年又は前々年、若しくは新型コロナウイルス感染症発生前の年と比較した年間販売額の減少額又は減少見込額。 ただし、1,200万円を限度とする。 (→帳簿等を取扱金融機関で確認) ○「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」又は「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策資金」の利用者は、販売額の減少額（または減少見込額）の積算期間とした期間以降に発生した販売額の減少額（または減少見込額）とする。
償還期間	15年以内（うち据置3年以内）
融資利率	年0.1% <u>ただし、JAしまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする</u>
信用保証	島根県農業信用基金協会による保証（保証料：年0.2%）
取扱期間	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (期間内に、融資実行を受けることが必要です。)

申込先	島根県農業協同組合（JAしまね）
問合せ先	島根県農林水産部農業経営課担い手・集落営農育成グループ TEL 0852-22-6201 https://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/